

(サウナ設備)

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）には、サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けなければならない。（う）

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。（う）（か）（け）（せ）

【解説】

本条は、電気、ガス等を熱源として、高温低湿の空気を作る設備に係る位置、構造及び管理の基準について規定したものである。

サウナは、蒸気で身体を蒸す特殊浴場と違って、室全体が熱気室となっているもので、サウナ室内の使用温度は90度～120度程度、湿度5～15パーセント程度となっている。

1 サウナ設備の建築物及び可燃性の物品からの離隔距離は、告示第1号によって得られる距離以上とする必要があるが、一般的には、（公社）日本サウナ・スパ協会が定めた「サウナ設備設置基準」による距離としても支障ない。当該基準の離隔距離等に関する基準は、次のとおりである。

(1) 電気サウナ設備について

ア 適用範囲は、1台の最大消費電力が30キロワット以下のものに適用する。

イ 対流により高温低湿の空気をつくる対流式のものにあつては、図7の2-1及び表7の2-1によること。

ウ 図7の2-1の斜線部分の天井、壁及び床は、天井面にあつてはロックウールの吸音板、壁面にあつては耐火石、床面にあつてはコンクリート又はこれらと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で仕上げること。

また、断熱材にあつては、有効に遮熱できる不燃材料とし、厚さ25ミリメートル以上で密度24キログラム毎立法メートル以上のロックウール、グラスウール等とすること。

図7の2-1

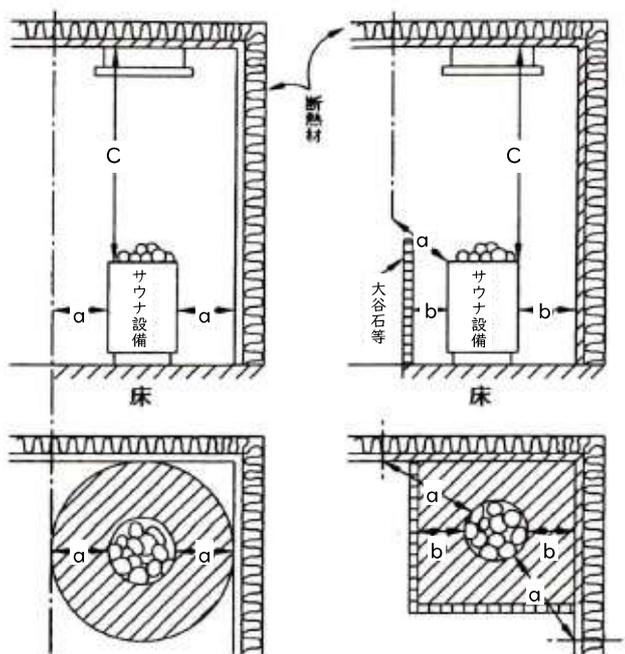


表7の2-1

離隔距離	定格消費電力 7.5kW 以下	7.5kW を超え 15kW 以下	15kW を超え 30kW 以下
a	25 cm以上	50 cm以上	100 cm以上
b	10 cm以上	20 cm以上	
c	100 cm以上		

エ 遠赤外線を放射させ、高温低湿の空気をつくる放射式のものにあっては、図7の2-2及び表7の2-2によること。なお、図7の2-2の斜線部分の天井、壁及び床についてはウによること。

図7の2-2

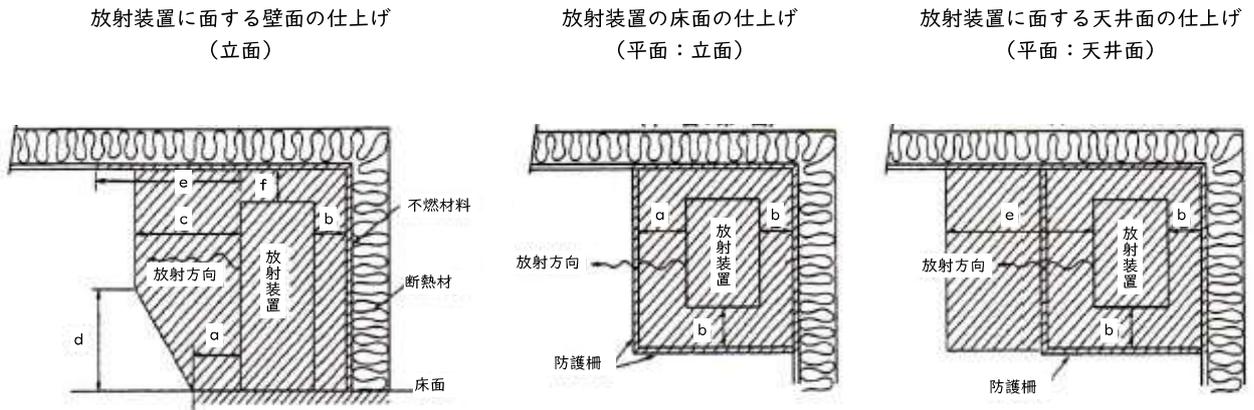


表7の2-2

	a	b	c	d	e	f
不燃材料で仕上げなければならない範囲	30 cm以上	10 cm以上	60 cm以上	100 cm以上	90 cm以上	20 cm以上

(2) ガスサウナ設備について

ア 適用範囲は、ガス遠赤外線放射装置を有するもので、1台の最大ガス消費熱量6,000キロカロリー毎時(7キロワット)を超え、43,000キロカロリー毎時(50キロワット)以下のものに適用する。

イ 離隔距離等については、図7の2-2及び表7の2-2を準用する。

2 第1項は、電気又はガス等の熱源の供給を、万一温度が異常に上昇した場合に遮断することができる装置について規定したもので、炎検出装置と遮断弁を合わせたものや過熱防止装置等がこれらに該当する。

3 第2項は、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準について、第3条の規定(同条第1項第10号から12号までは除く。)を準用することを規定している。

また、これらの規定によるほか、位置、構造等の基準の細部については、「サウナ設備の設置に関する運用基準」(昭和59年9月28日付指検第19号広島市消防局長通達)(別添資料4)によることとしている。